

平成18事業年度

決算報告書

日本司法支援センター

## 目次

法人単位	-----	1
一般勘定	-----	2
国選弁護人確保業務勘定	-----	3

平成18事業年度年度 決算報告書

(単位:百万円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
補助金等収入	259	59	△ 200	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236	(注3)
事業外収入	14	26	12	
計	15,143	14,185	△ 958	
支 出				
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651	(注4)
物件費	2,845	2,371	△ 474	(注5)
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護人確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	(注1)
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
計	15,143	13,572	△ 1,571	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び国選弁護人確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注6)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成18事業年度年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
補助金等収入	259	59	△ 200	(注1)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236	(注2)
事業外収入	14	26	12	
計	11,201	11,249	48	
支 出				
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651	(注3)
物件費	2,845	2,371	△ 474	(注4)
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,837	206	
その他事業経費	588	943	355	
計	11,201	10,636	△ 565	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注5)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成18事業年度年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
計	3,942	2,936	△ 1,006	
支 出				
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護士確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
計	3,942	2,936	△ 1,006	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。